

新型インフルエンザ等対策業務計画

2026年7月

宇城総合病院

目次

第1章 業務計画の目的・基本方針

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第4章 教育・訓練、点検・改善

第1章 業務計画の目的・基本方針

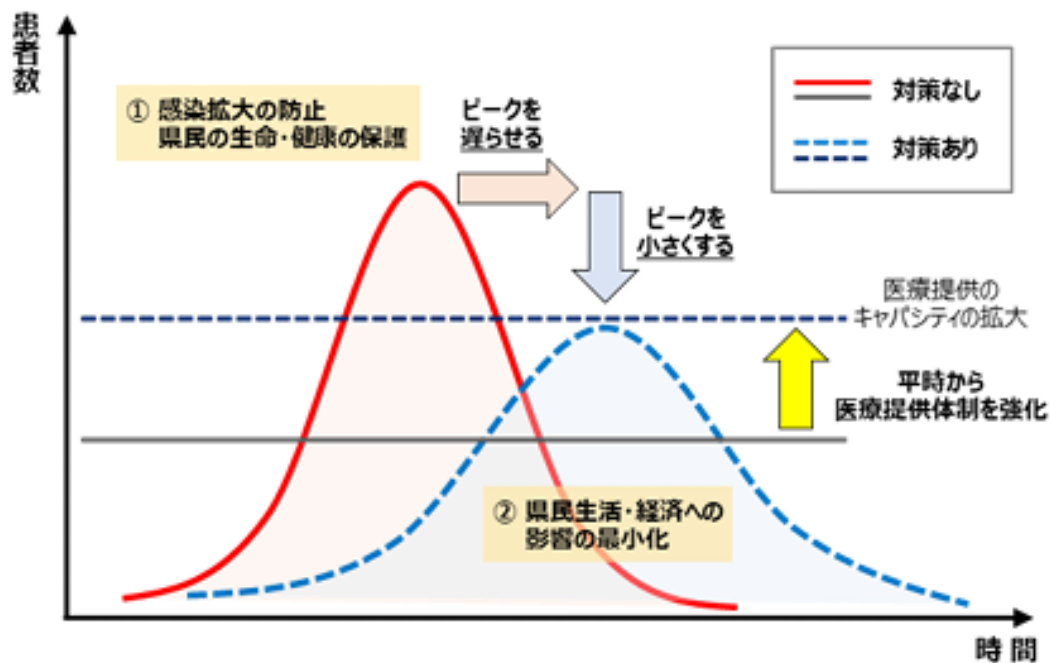
1. 目的

宇城総合病院新型インフルエンザ等対策業務計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条の規定に基づき、宇城総合病院が指定地方公共機関として実施する新型インフルエンザ等対策に係る事項を定めるものであり、住民の生命及び健康の保護並びに住民生活および社会経済活動に及ぼす影響の最小化に寄与することを目的とする（下図）。

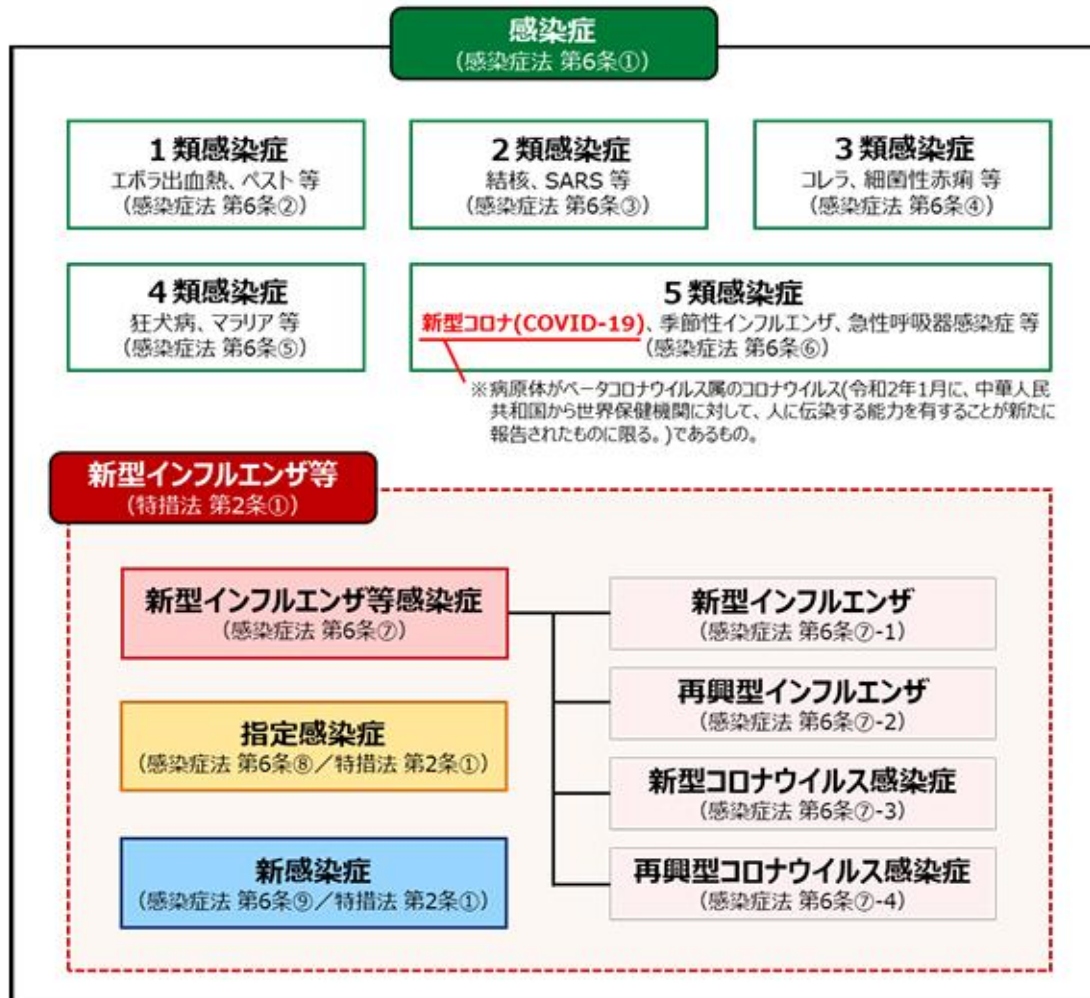
2. 基本方針

平時から新型インフルエンザ等の新たな感染症危機への備えを着実に進め、発生時には、新型インフルエンザ等対策特別措置法その他の関係法令のほか、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画等を踏まえ、地方公共団体及び関係機関と相互に連携し宇城総合病院の業務に関する新型インフルエンザ等対策の迅速かつ的確な実施に万全を期すものとする。

図7-7 新型インフルエンザ等対策のイメージ



感染症法及び特措法における感染症の分類（イメージ）



※感染症法施行規則の改正により、令和7年(2025年)4月7日から急性呼吸器感染症(ARI)が感染症法上の5類感染症に追加(既に5類感染症に位置付けられているものを除く)¹⁰。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1節 実施体制

1. 準備期

宇城総合病院は、新型インフルエンザ等が発生した場合の対策本部（以下「対策本部」という。）に係る構成員、業務・役割、指揮命令系統の体制を平時から明確化し、関係者間で当該体制を確認・共有する。

2. 初動期

2-1 新型インフルエンザ等が発生し、熊本県対策本部が設置された場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、必要に応じて対策本部会議を開催する。

2-2 対策本部の本部長は病院長とし対策本部を総括する。また、副本部長は副院長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が感染などで不在の時は、その業務を代理する。

3. 対応期

3-1 本部長は、新型インフルエンザ等の発生に伴い業務に生じている影響等を踏まえ、必要に応じて対策本部会議を開催し、実施すべき対策業務及び感染対策等を協議・指示するとともに、適宜、対策本部の体制を見直すものとする。

3-2 本部長は、熊本県対策本部が廃止された場合であって、対策等に関する協議・指示を行う必要がなくなった時には、対策本部を廃止する。

対策本部の構成員は以下の通りだが、状況により増員できる。

組織		リーダー 担当	主な役割
感染対策本部	本部長	病院長	・感染対策本部の設置、運営 ・外部関係機関との連絡（関係機関への報告） ・病院経営に関わる判断（感染患者の受入れ、重傷者の転送、DMAT 受入れ等）
	副本部長	副院長 感染担当医	
	本部員	診療部長 事務部長 看護部長 総務課長 管理課長 感染対策室長（ICT）	
通信連絡部門		医事課	・院内外の情報収集、伝達 ・報道機関への情報提供、記録 ・職員及び職員家族への対応
診療部門		診療部長 看護部長 コメディカル部各課長 感染対策室長（ICT） 連携支援課	・診療 ・関係機関との連携 ・保健所との受け入れ、搬送等、対応窓口
施設保安部門		管理課長	・病院施設設備の維持管理 ・ゾーニング時の機材等設営・救護班、DMAT、ボランティア対応
資器材供給部門		出納課長	・PPE、消毒剤等供給管理 ・補助金の活用
事務局		総務課 医療秘書課	・対策本部の運営に係る事務の処理 ・保健所への届け出書類の届け出

第2節 情報収集・共有体制

新型インフルエンザ等の感染症に関する情報の収集及び共有を速やかに行うため、平時から次の

(1)～(3)について体制・方法等を検討する。

(1) 国、地方公共団体及び関係機関からの情報収集

感染対策室が情報を収集し感染防止対策委員会やICTカンファレンスで検討

- ・内閣官房、厚生労働省ホームページ「新型インフルエンザ等対策」
- ・NIID 国立感染症研究所
- ・熊本県感染症発生動向
- ・宇城保健所保健予防課
- ・その他、日本環境感染学会などの情報

(2) 従業員等及び関係機関に対する情報の提供・共有

- ・掲示板に現在のフェーズや患者の発生状況を掲示する。
- ・ホームページ掲載やポスター作製し感染対策の周知

(3) 従業員等の健康状態、発症状況及び欠勤の可能性等の確認

- ・従来通り各所属長は感染対策室に報告
- ・朝のカンファレンスで職員感染状況報告

第3節 関係機関との連携

対策業務等を迅速かつ的確に実施するため、平時から次の(1)及び(2)について検討し、関係機関との連携体制の構築に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時において、熊本県が対策に関する総合調整を行う場合は、相互に連携を図るものとする。

(1) 対策業務の実施に当たり連携が必要となる関係機関

- ① 宇城保健所: 感染対策室が電話やメールで患者情報を確認・共有するほか、総務課、感染対策室が合同訓練の調整等を行う。また、PCR 検査の実施要否や患者の受け入れについても調整を図る。
- ② 熊本南病院: ICT（感染制御チーム）や診療部を通じて、診療内容の相談、患者の受け入れ・搬送の相談、感染対策に関する相互アドバイスを実施する。

(2) 関係機関ごとの連携内容、方法及び対応部門・部署

・宇城保健所

感染対策室：患者情報の確認と共有	電話、FAX またはメールで確認
検査、診療の調整	患者受け入れ、搬送の窓口業務
総務課：合同訓練等の調整等	
医療秘書課：届け出書類などの行政手続き	

・熊本南病院

ICT、診療部：診療相談、患者受け入れ相談、感染対策相談

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

1, 対策業務の内容及び実施方法

感染対策業務、その他の重要業務及び縮小・中止業務の内容及び実施方法等は下記の通りとする。

① 新型インフルエンザ等対策業務

- ・ 外来診療 担当医師、救急外来 90 番担当看護師、受付事務
- ・ 入院 主治医、西 4 病棟看護師、リハビリ担当者、連携支援課
- ・ 保健所等の連携 感染対策室、看護部長、連携支援課

② その他の重要業務

- ・ 治療薬、ワクチン関係 薬剤科

③ 縮小・中止業務

- ・ 宇城総合病院 事業継続計画 部署別 BCP 参照

2, 人員計画

対策業務等を迅速かつ的確に実施するため、平時から当該業務に係る必要人員数や代替人員等を検討する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、従業員等の健康状態、発症状況及び欠勤の可能性等を確認し、非優先業務を縮小または中止し部署を超えた応援体制を構築する。

3, 施設及び設備の整理・点検等

対策業務等を迅速かつ的確に実施するため、平時から当該業務に係る施設を整備するとともに、定期的に点検を行うように努める。

第2節 感染対策の検討・実施

1, 職場における感染対策

従業員等の感染リスクの低減及び職場内での感染防止のため、平時から (1) 及び (2) について実施方法等を検討し、必要な準備を進める。

(1) 従業員の感染リスクの低減

- ① テレワークの実施
- ② 時差出勤
- ③ 出張や会議の中止・延期、オンラインツール等の活用

(2) 職場内での感染防止

- ① マスク着用等の咳エチケットの徹底
- ② 手洗い・手指消毒（速乾性消毒用アルコール製剤の設置）
- ③ 定期的な換気
- ④ 職場の清掃・消毒
- ⑤ 従業員等を含む発熱者等の入場防止（非接触体温計の設置）
- ⑥ 訪問者等の立ち入り場所や人数の制限、氏名・所属・連絡先等の記入
- ⑦ その他必要と認められる対策

2, 物資及び資材の備蓄等

対策業務及び職場における感染対策等を実施するため、平時から次の①～⑧の物資及び資材を備蓄・確保するよう努める。

その際、それぞれの保管場所や数量を明確化するとともに、使用推奨期限があるものについては定期的に確認し、必要に応じて補充を行うものとする。

- ① 不織布マスク
- ② 速乾性消毒用アルコール製剤
- ③ 消毒用エタノール
- ④ パーテーション
- ⑤ 体温計
- ⑥ 温度計・湿度計
- ⑦ 空気清浄機・加湿器
- ⑧ その他、必要と認められる物資及び資材

第4章 教育・訓練、点検・改善

第1節 教育・訓練

1, 教育

従業員等に対し、平時から感染症に関する正しい知識や基本的な感染対策を周知・教育するほか、本計画に定める事項の理解促進を図る。

2, 訓練

地方公共団体及び関係機関と連携しながら、新型インフルエンザ等対策に関する訓練等を実施し、又はこれらの機関が実施する訓練に参加するよう努める。

第2節 計画の見直し等

1, 計画の見直し

特措法その他の関係法令の改正、政府行動計画及び熊本県行動計画の変更、上記第1節の教育・訓練の状況等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直すものとする。

ただし、新型インフルエンザ等が発生し実際の対応が行われた場合は、その対応経験をもとに見直しを行う。

2, その他

本計画に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策に関し必要な事項は、別に（新型インフルエンザマニュアル）定める。